

目黒区重度心身障害者（児）日常生活用具給付等事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第2号の規定による地域生活支援事業として、重度の心身障害者（児）及び法に規定される疾病の者に対し、自立支援用具等の日常生活用具（以下「用具」という。）の給付又は貸与（以下「給付等」という。）を行う事業を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（対象用具）

第2条 この事業による給付等の対象となる用具は、別表の種目欄に掲げるものとする。

（対象者）

第3条 給付等の対象者は、別表の種目欄に掲げる用具ごとに同表に定める者とする。ただし、次の各号に該当する場合は、対象者から除外する。

- (1) 障害者支援施設、老人ホーム等（通所施設を除く。）に入所又は入院中の者。ただし、給付等によって退所又は退院が可能となる者並びに短期間の入院中の者は対象とする。また、頭部保護帽、収尿器、ストマ装具及び紙おむつ、コミュニケーション機器は、入所又は入院中においても給付等の対象とする。
- (2) 自己の所有する家屋以外に居住する者であって、その家屋の所有者又は管理者から給付等の物品の設置につき承諾を得られない者
- (3) 別表の種目欄に掲げる用具を現に所有している者
- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）による被保険者で、同法による給付等の対象となる種目と重複する用具を申請した者。ただし、介護保険法による給付等の対象者とならなかった場合は、改めて給付等の必要性を判断するものことができるものとする。また、生活保護受給者で医療保険未加入者については介護保険法第9条第2号に規定する被保険者とならないため、対象者とする。

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第43条の2第2項に定める住民税所得割の額が同項に定める額以上である者

2 別表に規定する「原則として3歳（又は学齢児）以上」の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 表記された年齢は、保護者の介護又は障害児の使用に当たっておおむね必要と認められる年齢であるが、真に必要性があれば、表記の年齢未満であっても対象として差し支えないものとする。
- (2) 「原則として」の表記がない種目については、前号の取扱いはできないものとする。

（種目の内容等）

第4条 給付等の対象となる種目の内容、基準及び耐用年数の取扱いについては、別表に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 多様な機能を複合とした用具については、当該用具が障害者にとって便利であるという観点のみによるものであるため、多機能のものは対象外であるものとする。

- (2) 既に給付を受けている用具と同一の用具の再交付は、前回給付を受けた日の翌日から別表の「耐用年数」欄に規定する期間を経過するまでの間は、原則として給付対象外とする。また、耐用年数期間が経過した場合にあっても、継続使用が可能なものについては、再交付の対象としない。
- (3) 用具の貸与期間は、貸与を受けた者が障害支援施設等への入所その他の事情により、当該用具を必要としなくなるまでの期間とする。

(給付等の申請)

第5条 用具の給付等の申請は、別記第1号様式による日常生活用具給付申請書又は別記第2号様式による日常生活用具貸与申請書に、別記第3号様式による世帯・収入状況等申告書を添えて行わなければならないものとする。

(給付等の決定)

第6条 用具の給付等は、対象者からの申請に基づき現物を給付し、又は貸与することにより行うものとする。ただし、当該給付対象者又はその扶養義務者は、収入に応じて用具の給付に要する費用の一部を、区が当該用具の給付等を委託する業者（以下「委託業者」という。）に直接支払わなければならない（用具の貸与は無償とする。）。

- 2 区長は、前条の規定により申請した者（以下「申請者」という。）の経済状況、身体状況、家庭環境、住宅環境等を調査し、別記第4号様式による調査書を作成の上、給付等の可否を決定するものとする。
- 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条に規定する疾病による障害の程度に対し、保健師等の調査及び必要に応じて提出を求める医師の意見書等から当該用具が必要と判断された者
- 4 区長は、用具の給付等を行うことを決定したときは、申請者に対しては別記第5号様式による日常生活用具給付決定通知書又は別記第6号様式による日常生活用具貸与決定通知書とともに別記第7号様式による日常生活用具給付券を交付し、委託業者に対しては別記第8号様式による日常生活用具給付委託通知書を交付するものとする。
ただし、ストマ用装具及び紙おむつの給付の決定については、日常生活用具給付券は交付しない。
- 5 区長は、用具の給付等を行わないことを決定したときは、申請者に対して別記第9号様式による却下通知書を交付するものとする。
- 6 区長は、用具の給付等の要否を決定するときは、対象者に対してこの事業の趣旨、給付等の条件等を十分に説明するとともに、給付等を行った後もその適正な使用及び管理が図られるよう家庭訪問等により指導の万全を期すものとする。
- 7 用具の給付等は、一人当たり、同一種目一件とする。ただし、区長が必要と認めるときは、この限りでない。
- 8 区長は、用具を貸与する場合には、当該用具を利用する心身障害者又はその扶養義務者と用具の貸与に関する契約を締結するものとする。
- 9 区長は、用具の貸与又は返還に当たっては、当該対象者の居住地において引き渡し、

又は返還を受けるものとする。

(費用負担)

第7条 給付対象者又はその扶養義務者が支払わなければならない費用は、法第76条の規定による補装具費の給付の例により算定するものとする。

2 同一月内に目黒区重度心身障害者(児)住宅設備改善費給付事業実施要綱に基づく設備改善費の給付を受けた場合であって、当該設備改善に係る費用総額の1割の額が、その者の前項の規定により適用される用具の給付に係る負担上限額を超えるときは用具の給付に係る費用負担額は生じないものとし、負担上限額を超えないときは負担上限額から設備改善に係る費用負担額を差し引いた額を用具の給付に係る費用負担額とする。

3 同一月内に複数の用具の給付を受けた場合における費用負担額の算定については、前項の規定の例による

4 福祉電話貸与の基本料及び通話料の電話使用料金は、貸与者の負担とする。ただし、死亡等により電話使用料金の負担が困難なときは、区の負担とする。

(給付等を受けた用具の管理)

第8条 用具の給付等を受けた心身障害者及びその扶養義務者は、当該用具を給付等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 区長は、前項の規定する行為の事実が判明したときは、当該給付等を受けた者又はその扶養義務者に対し、当該給付等に要した費用の全部若しくは一部の返還又は貸与品の返還を命じることができる。

付 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。